### 自治体職場に働く皆さんへ

### このままにしてはおけないよね

~長時間労働改善・不払い超勤をなくすために

話し 合おう!

- 早出・休日出勤も含め、時間外に行っている仕事、行わざるをえない仕事がどれくらいありますか?
- ② 使用者は、きちんと時間外労働の<mark>実態を把握</mark>していますか? またタイムカードなど<mark>客観的に把握</mark>できるシステムがありますか? 超勤手当<mark>不払い</mark>はありませんか?
- ❸ 業務量に対して、適正な人員が配置されていますか?

要求 しよう!

- 話し合った内容をもとに、長時間労働改善に向けた要求書(時間管理・超勤上限規制、勤務間インターバル等)をまとめましょう。
- ② 所属長と話し合い、所属長の権限だけでは解決できないことは、使用者に対し交渉しましょう。人員不足が根本的な問題であるなら、 増員を求めましょう。
- ③ 36 協定やこれに準じた時間外労働協定を結ぶ際は、時間外労働を命じることができる業務内容・対象職種等を明記した必要最小限の時間数とし、「業務の集中」等内容が具体的でない協定は結ばないようにしましょう。

組合員を増やそう!

3

労働組合が36協定を結ぶためには、職場の労働者(管理職・非正規労働者も含め)の過半数を組織していることも重要です。また、組合員が多いほど、影響力が強まるのは当然です。未加入の仲間がいたら、「あなたの加入が力になる」と呼びかけ、労働組合に入ってもらいましょう。



### 日本自治体労働組合総連合

〒 112-0012 東京都文京区大塚 4-10-7

TEL: 03-5978-3580 FAX: 03-5978-3588 https://www.jichiroren.jp/



の号各一第表限 きコがでい 業事いなし芒落

景野迎客家,是野迎冠,以葬墓、火葬事,	(建名・駐集) 告 SI
ーをくす養料、小にスホスーエ、舎お月国	(客鉄・楽説) 号 かし
す 製料、寮 子 母 、 一 及 へ 女 小 型 水 、 が 単 な 、	(主衛・顯呆) 등 81
、	(泛冊・貴雄) 告 乙1
局緣無而務事對水	(劉聖) 음 니
而務事技競営公	(鳴戦・画朔) 등 01
而内案光慧	(岩江・蝠金) 号6
野車灣、中場、柳産館、野球場	(業題) 등8
ーをくず苗種海水、一をくず新裔	(道水・畜姓) 号へ
(等ーやンサーワミて、一やくせ芸園) ーやくせ業豊、府務事業林	(料譜) 음9
而務事野營齊者	(憲器) 음 9
尉業電函交	( <u></u> ) 등 4
所務書野普園公 , 所務書身改此士 , 而務書號對對空 , 而張出木士	(葉藪・木土) 号 8
製業電面採用码	(業郷) 음で
飛業計同共 , 製野鴨 負給 , 製業 電 各 の 貸水・ 人 代・ 戻 雷	(紫采獎) 음 (
的影業事	<b>RI号の一第表限去基</b> 茂

### ⟨すすめよう!/

### 職場の時間外労働規制

今、長時間・過重労働が大きな問題になっています。特に公務員の場合、これまで労働時間管理がしっかりされていない職場が多く、それが残業代不払いの温床にもなってきました。しかし、2018年6月に「働き方改革関連法」(以下、「働き方法」と略)が成立し、人事院規則にも時間外労働の上限設定が設けられることとなりました。総務省は、地方自治体に対してもこれに準じた条例・規則改正を求めています。

時間外労働規制は勤務条件の問題であり、労使交渉事項です。2019 年 4 月からの上限規制の制度化にあたっては、このリーフレットを材料にそれぞれの職場で学習・話し合いを行い、労使交渉に基づく条例規則改正を行わせましょう。

①僕の職場では、みんな夜遅くまで働いているけど、今度成立した「働き方法」で、何か改善されるのかなあ。

③ふーん…。でもそもそも、地方公務員って労働基準法とか関係あるとか関係ある

⑤なるほど。新しい法規制は 2019年4月に施行されるから、それまでに職場で話し合い、労使交渉の上できちんとした時間外労働規制をさせていかなきゃって話ですね!がんばらないと!

②それは、私たちの運動しだいね。

「働き方法」は様々な問題を含んでいるけれど、労働時間の上限規制に関して言えば、曲がりなりにも<mark>罰別が入ったことを活用していかないといけないわね。それに、上限規制を実効性あるものにするための規定が労基法や指針に明記された</mark>の。これを活用して使用者に迫っていくことが今、大事になってきているのよ。



4もちろん、原則として適用対象になっているわよ。でも、民間と違う部分もあるので、詳しくは4面のチャートを見てみてね。

附部の間制財」 (3)
。しな財工 , おう! [合農()なえずむかう]真土営重の務公等案立合式な要重か心体のへ害災勢联大]。
。を要多証鉄可後電(から)がはないないではないではない。 を要多証券可能を使います。 (4)

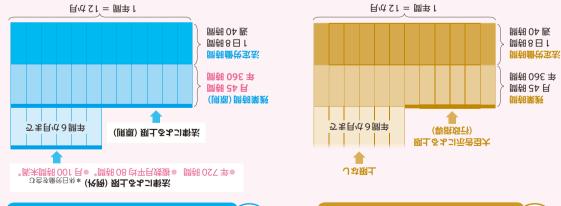
内以間胡 027 辛 , 満未間胡 001 目: 署部い高の重出の務業的軒が等ふ校会国 ③

間部 095 辛・間部 24 月順夏、お風土の働送校間部 ●

### (玄ぞ) 容內五姑の唄規訊事人

(な含多働代日本) 内以間**制 08 は平月燐酸。** 内以間**制 027 辛。** , きず合 最 る を 意合 で 動代 フ c あ で **計事 の ii 野 な 的 ii 動車 0 ii 動車 0** 

(日 45 時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)



ふれつ、他宝ふ別土の間部業製で事法 ⊗をまいな〉なちでお業製る天路



末神上は、残業時間の上限があり。 ませんでした(行政指導のみ)。



### (ぬ計省働代主具は図) 情界別土値だや間码るよう法率基値代稱

- ※ 1 【36 路紀】…労働基準法 36 系による時間外・本日勤務に係る路沢※ 7 【36 路紀』…労働基準法別表第一(占記)に記載とさた以外の職績を指します。

よるまいてめ話き当然然と「更必は

**こ** が  $^{\epsilon *}$  を表いているものも認のの式の窓公」、おっ  $^{\epsilon *}$  影響の等寸本、フレッド  $^{\epsilon *}$  と  $^{\epsilon *$ 



# 出場国と時間が労働の自民語制を求めてもりくもう すべての「別」に関連である。

--日の労働時間は、 新労基法では、 step

動かせれば罰則がご 労働基準法第三十六条 制を超えて 2 使用者は、 労使が協定を結んで監督機関に届け出れば、いくらでも時 ているのでしょうか? それは、同じ法律の第36条によって、 間外労働をさせることができていたからです。(いわゆるサ ています。それにもかかわらず、なぜ長時間労働が蔓延し 労働基準法では、8 時間労働が原則であることを明記し ブロク協定

法に定められた上限を超えて働かせることはできなくなり しかし今回の「働き方法」の中の労働基準法改定により、 <mark>ました</mark>。(仮にそのような協定を結んでも無効) ※新労働基準法による上限規制は、12回参照

えて、労働させてはならない。

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超

! 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き-日について/\時間を超えて、労働させてはならない。

合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、(中略)その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働 る場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組 労働者の過半数で組織する労働組合があ 使用者は、当該事業場に、 させることができる。

Step 7

### は原則として適用されます。 地方公務員にも、

る場合は、36協定を締結することが原則ですが、本庁・支所等 動時間規制の枠組みを、下記のチャート図で確認してみましょう。 労基法は、地方公務員にも原則として適用され、適用除外の場合も多くは地方公務員法等で同趣旨の規定が定められて います。労働時間規制については、本来時間外労働を命ず 事務系の職場では、除外規定があります。あなたの職場の労働

### 外労働規制の枠組みは あなたの職場の時間

を参照してください を参照してください 右ページ 右ペーツ あなたは、労基法の時間 外労働規制を直接に受け ます。 36 協定を結ばない時間外勤 労働基準法の上限規 NO 恒常的な仕事です。 あなたの職場では、36協定の締結義務に例外があります。 務内容は、臨時的な仕事ですか? 制の対象となります。 務命令は違法です。 また、 労働基準法33条3項により、 使用者は、36協定の締結をせず 時間外労働を命ずることができ --- いれにの場合でも、労基 使用主が時間外労働を命ずるためには、36協定を結ぶ義務があります。 ふす。 法に準ずる上限規制は必要。 あなたの時間外労働の業 YES YES 0 Z 「労働基準法別表第一×◎m」の職場に該当していますかっ

step

m

話し合おう!

## 長時間労働を抑制できる協定内容は?









に数当する

36 協定を結ばなくても時間外労働を命じることがで 間外に行う業務が「臨時の必要」でない場合36協定 締結が必要なはずですが、実際には、締結されてい きるとされています。この規定によるとしても、時 労基法別表第一に該当しない職場では、 条3頃により、「公務のための臨時の必要」 ない職場がほとんどです。

しかし現実には、多くの職場で協定が結ばれておらず、また結ばれている職場

限でなくてはなりません。

も内容はおおまかで、上限も年間 360 時間を超えている場合が珍しくありません。

これでは、協定を結んだことによる抑止効果はあまり期待できません。

労働基準法の改定に伴い出された指針では、「労働時間の延長及び休日の労働は 必要最小限にとどめられるべき」と明記しており、漫然と時間外労働を命ずること は禁じています。また「業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確

あなたの働いている職場では、使用主が時間外労働を命ずる場合、必ず労働者 の代表と 36 協定を結ぶ義務があり、これに違反した場合に罰則\*1が科されます。 8 時間を超えて働かせることがやむを得ない事情だと、労働者代表の了解を得る趣 旨です。このことからわかるように、協定で認める時間外労働の内容は、必要最小

5。その際、恒常的な業務と臨時的な業務を合わせ れに準じた取扱いを自治体に要請しています。2019 36協定(労基署への届出が必要)かそれに準じた労 しかし、労基法の改定に伴い人事院規則にも上限 使協定(届出は不要)を結ぶ話し合いをすすめましょ 規制が明記されることとなり、(の面参照)総務省もこ 年4月の新法施行までに、時間外の業務内容により、 た上限を最低限のものとすることが重要です。

その内容はどうなっ

ているか確認し、問題がある場合は、適正な内容の協定締結に向けて話し合いを

すすめましょう。

時間外労働があるのなら、協定が結ばれているかどうか、

理由・期間など明確に記載しなくてはなりません。

に」しなければならないとしており、協定書には、時間外労働を命ずる業務の範囲

※1 6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

### 36協定の上限時間

外労働の上限としており、 これを超えるのは「通常予 見することのできない業務 量の大幅な増加等に伴い 臨時的」な必要のある場合

### 臨時の必要」とは

生 臨時給付金の支給)予算決算等の繁忙期対応は、事前に予測可能であるので しかし仮にこれを認めるとしても、「臨 時」は恒常的な業務とは違い、突発的な問題対応に限るべきです。(例 伝染病の発 総務省は、「公務のための臨時の必要」 の解釈は、各自治体の判断としています。 含まれないのが、自治労連の考え方です。

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において労働時間を延 は、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。 3 公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業 (別表第一に掲げる事業を除く。) に従事する国家公務員及び地方

労働基準法第三十三条(一部略)

公務員については、労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

新労働基準法では、月 45時間年360時間を時間 に限られるとしています。 もつながっています。なお、超勤手当不払いは、労基法違反で

タイムカード導入など客観的な労働時間把握のしくみをつく らせ、任命権者がきっちり把握するよう求めましょう。同時に、 私たち自身も、超勤申請の自粛は行わないようにしましょう。

step

更用者は、

チェックしよう!

時間をきちんと把握できている?

罰則が科されます。 **超勤手当の不払いは起きていない?** 改正労働安全衛生法では、事業主に対し、タイムカードやパ **勤手当不払いを産む温床となっています。また、超勤実態を任** 外労働の把握も労働者の自己申告にまかされており、これが超 ソコンの使用記録など、客観的記録による労働者(含管理職) の労働時間把握を求めています。現状では、多くの職場で時間

命権者が把握していないため、人員不足が改善されないことに

臨時の必要がある場合」は、36協定締結をせず時間外労働を命ずることができます。

※労働基準法33条1項により、「災害その他避けることのできない事由によつて

**(1)**